

<出欠>

出席(7名) 田添、菊地、西崎、佐藤、荻野、松本、藤澤

欠席(8名) 藤條、内山、山本、東、芳賀、三次、横山、遠藤

<報告事項>

1. 名簿の調製について(荻野)

- ・関東事務局に対して、8月31日までに名簿を送付した。

2. 会計口座の新設と会費の徴収について(藤條)

- ・会計口座を次のように開設した。

三菱UFJ銀行 多摩支店(245) 普通 0525912 東京若手議員の会

- ・年会費5,000円(関東2,000円、全国3,000円をそれぞれ上納)。

- ・会費の徴収は9月16日を締切とし、未納者に督促を行い、9月30日を最終締切りとする。会費の最終納入期限である9月30日付で、名簿を最終確定して、入退会処理を行うこととする。

3. ホームページの開設について(佐藤)

- ・次のようにホームページを開設した。<http://www.wakashigi.tokyo>
- ・運営管理は事務局長が担当する。

<協議事項>

1. 次回研修会について(松本)

- ・次回研修は区東部担当。担当議員は三次議員(主担当)、芳賀議員(副担当)とする。
- ・11月13日(水)の関東政策部会研修と兼任とする(西崎副代表から遠藤全若政策部会長に確認する)。実施場所は区東部とする。
- ・研修会の内容は、オリパラ関係の施設見学を行う。その後近辺の公共施設で会議。その際に、各PT報告を行い、新人勧誘を行う(10分×2本)。
- ・今後の研修会については、アウトプットを重視する。座学後、議会での質問内容を固めるワークショップを行うなどの形式を考える(施設見学は除く)。

2. 役員・会員同士の連絡体制について(佐藤)

- ・オンライン会議を試行的に実施する。アプリはZoom Cloud Meetingsを使う。

3. 担当役員制度について(菊地)

- ・副代表、事務局次長及びエリア担当が担当者となり、そこから出欠連絡をしていく、という提案があった。
- ・次回以降も継続審議とする。

4. 当選無効者の取扱いについて(菊地)

- ・松田みき・新宿区議会議員について、新宿区選挙管理委員会が当選無効の裁決を行った。このことに伴う、会員資格について協議した。
- ・最高裁判所において、仮に当選無効の決定があった場合、議員としての身分を失うこととなるが、確定するまでの間は議員としての身分は継続することから、この間は、会員として扱う。
- ・同様に、最高裁判所において当選無効が確定した、大森有希子会員については、平成30年12月11日付で、会員資格が喪失したものとして扱う。

5. その他

次回の役員会は10月8日(火)9時~10時、オンライン会議(Zoom Cloud Meetings)形式で行う。